

千葉県若葉区告示第 27 号

後期高齢者医療保険料にかかる督促状を、別紙記載の方に送達すべきところ、その方の住所等が不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 112 条及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により告示します。

なお、この書類は、送達を受けるべき方の申し出により交付します。

この告示は、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したとき、書類の送達があったものとみなされます。

令和 8 年 7 月 13 日

千葉県若葉区長 古屋 朗子

公示送達書

若葉区

公示送達日 令和8年7月13日

[illegible]